

警察職員の職務執行に伴い発生した物的損害の補償に関する訓令を次のように定める。

昭和 38 年 12 月 27 日

三重県警察本部長 柏原 及也

警察職員の職務執行に伴い発生した物的損害の補償に関する訓令

改正 昭 4 1 県本部訓令第 1 号、昭 5 4 第 8 号、平 7 第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、三重県警察職員（以下「職員」という。）が職務の執行に際して私有の物品に損害をこうむった場合の補償について必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第 2 条 この訓令に基づく損害補償は、職員が公務の執行に際して所持していた私有の物品を職務の執行に随伴した必要な行為により損傷し、または亡失した場合において補償を要すると認められたときに適用するものとする。

(補償の額)

第 3 条 この訓令の規定に基づく損害補償の額は、職員がこうむった損害額の全部もしくはその一部または損害物品の補修に要した実費を予算の範囲内において補償するものとする。

2 前項の規定に基づく補償の額は、損害の状況、損害の程度および損害を受けた物品の価格等を考慮して決定するものとする。

(上申手続)

第 4 条 本部の各部課長、警察学校長および警察署長（以下「所属長」という。）は、所属の職員について損害補償の必要があると認められる事案が発生したときは、そのつど別記様式第 1 号の損害補償上申書により警察本部長（以下「本部長」という。）に上申するものとする。

(損害の補償)

第 5 条 本部長は、前条の規定に基づく損害補償上申書を受理したときは、その事案について審査し、補償の要否、補償額その他必要と認める事項を決定するものとする。

2 本部長は、前項の決定をしたときは、別記様式第 2 号の損害補償決定通知書により、上申のあった所属長および警務部会計課長に通知してすみやかに補償を行なうものとする。

(委員会の設置)

第 6 条 第 4 条の規定に基づき上申された事案のうち本部長が補償の要否ならびに補償額の決定について特に必要があると認めた事案について審査させるため、警察本部に損害補償審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員長は、警務部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 警務部首席参事官

(2) 警務部参事官

(3) 警務部会計課長

(4) 警務部警務課長

(5) 警務部警務課総括管理官

(6) 前各号に掲げる者のほか、本部長が指名する者

(委員会の会議および審査等)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、本部長から審査を命ぜられた損害補償事案について委員会において審査したときは、補償の要否、補償額その他補償に関して参考となる事項を本部長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 損害補償および委員会に関する事務は、警務部警務課において処理する。

(運用等の細目)

第10条 この訓令に定めるもののほか、補償手続の細目その他に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、昭和38年12月27日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則〔昭和41年4月1日 三重県警察本部訓令第1号抄〕

1 この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則〔昭和54年4月2日 三重県警察本部訓令第8号〕

この訓令は、昭和54年4月2日から適用する。

附 則〔平成7年3月31日 三重県警察本部訓令第6号〕

(施行期日)

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際現に三重県警察本部訓令の規定に基づき作成されている用紙は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別記様式第 1 号

発第 号 平成 年 月 日	
三重県警察本部長 殿	
長 印	
損 害 補 償 上 申 書	
損害補償の必要があると認められる事案が次のとおり発生したので、「警察職員の職務執行に伴い発生した物的損害の補償に関する訓令(昭和38年三重県警察本部訓令第8号)」第4条の規定に基づき関係書類を添えて上申します。	
損害を受けた職員 の官職、氏名 および年齢	
損害を受けた事 案の状況	
損害を受けた物 品の名称および 損害の程度	
その他損害額算 定上参考となる 意見	

記載事項

- 1 「損害を受けた事案の状況」欄には、職務行為の概要、物品に損害を受けた時の状況および当該物品を所持していた理由等を記載すること。
- 2 「損害を受けた物品の名称および損害の程度」欄には、関係業者の意見を求めるなどにより公正な損害の程度を、「その他損害額算定上参考となる意見」欄には、所属長が当該事案について調査した結果に基づき意見を記載すること。

<p style="text-align: right;">発第 号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">長 殿</p> <p style="text-align: right;">三重県警察本部長 印</p> <p style="text-align: center;">損 害 補 償 決 定 通 知 書</p> <p>平成 年 月 日 発第 号をもって上申のあった事案について審査した結果次のとおり決定したから通知する。</p>	
損害を受けた 職員の所属官 職、氏名	
補償決定額	金 円
補償しない場 合はその理由	
備 考	